

無効診断書で障害者認定

省庁の雇用水増し 指定医以外も

中央省庁が雇用する障害者の数を長年にわたり水増ししていた問題で、指定された医師以外の診断書などの無効な文書を根拠に、障害者数に算定していたケースがあることが17日、分かった。国の障害者雇用制度は障害者手帳を持つ人と、指定した医師の診断書がある人を対象としているが、中央省庁が十分に確認せず、ずさんな運用を続けていた疑いがある。

(3面に関係記事)

国交など3省認める

共同通信の取材に対し、農林水産、総務、国土交通

障害者雇用制度の対象

障害の種類	対象
身体	身体障害者手帳、知事の定める医師の診断書など
知的	療育手帳、精神保健指定医などの判定書
精神	精神障害者保健福祉手帳

雇用水増しに疑念

の3省は水増しの可能性を認めた。10近い主要省庁で水増しが常態化していたとみられる。厚労省が6月下旬に本格的な調査を始めたことも判明。与野党から批判が続出し、立憲民主党の長妻昭代表代行は、衆参両院の予算委員会で閉会中審査を聞くよう要求した。民間企業に積極的な障害者雇用を求めている国が、法定雇用水増しを下回っていた

可能性が高いだけに、反発が強まりそうだ。厚労省は昨年度の障害者雇用の実態について全庁庁を調査し、早急に公表する考えだ。障害者雇用を巡っては、2014年に独立行政法人の労働者健康福祉機構(現労働者健康安全機構)が雇用水増しし、虚偽報告をしたとして、15年3月に機構と元幹部3人が略式起訴され、罰金の略式命令を受けた。厚労省は当時、他の独立行政法人に関して適正な運用を行っているかどうかを確認したという。

方、省庁に関しては詳しく調べることはなかった。

大半の自治体、水増し否定

中央省庁が雇用する障害者の数を水増ししていた問題で、共同通信が17日に47都道府県と20政令指定都市を取材したところ、大半の自治体は水増しを否定した。法定雇用水増しを算入する職員について、多くは厚生労働省のガイドラインに基づき障害者手帳の有無を確認したなどと説明している。

山口など26道府県と19政令市は「原則として、障害者手帳を所持している人のみを雇用水増しに算入している」とした。このほか秋田、群馬、千葉、東京、神奈川、福井、和歌山、島根、愛媛、高知、長崎、大分、鹿児島

の13都県は、手帳を持っていない人でも厚労省のガイドラインに基づき医師の診断書で確認するなどしてカウントしているとした。担当者が不在や事実関係を確認中と回答したのは、山形、茨城、栃木、石川、山梨、静岡、徳島、熊本、8県と川崎市だった。一方、障害者の雇用水増しが民間企業より厳しく定められている点について「人材確保が難しい」との声が相

めると、意見書がある人、知的障害者は精神保健指定医などの判定書がある人に限って認めている。法定雇用水増しは今年4月から旗振り役の行政機関が2・5%、企業は2・2%に引き上げられた。昨年6月1日時点で国の33行政機関では合計約6900人の障害者を雇用し、平均雇用水増しは2・49%とされていた。

める医師や産業医の診断書・意見書がある人、知的障害者は精神保健指定医などの判定書がある人に限って認めている。法定雇用水増しは今年4月から旗振り役の行政機関が2・5%、企業は2・2%に引き上げられた。昨年6月1日時点で国の33行政機関では合計約6900人の障害者を雇用し、平均雇用水増しは2・49%とされていた。